

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和6年7月30日

世田谷区

1 業務委託の概要

- (1) 件 名 世田谷区公用車の任意自動車保険の加入
- (2) 目 的 区職員（外郭団体への派遣及び区施設勤務の東京都派遣の者も含む。以下、同様とする。）が公用車の運行に関して、他人に損害を加えた場合、迅速かつ適正に相手方の救済及び補償を行わなければならない。また、事故の解決にあたっては、補償交渉の複雑化・長期化を防がなければならない。本件は救済及び補償、示談代行を行う本業務にふさわしい事業者を選定することを目的とする。
- (3) 保険の内容 種類 事業用自動車等総合保険 ※公用車一括加入
- | | | | |
|-------|------------------------------|------|-------------|
| 賠償限度額 | ①四輪車 | 対人賠償 | 無制限 |
| | | 対物賠償 | 限度額 1,000万円 |
| | ②二輪車 | 対人賠償 | 限度額 1,000万円 |
| | | 対物賠償 | 限度額 1,000万円 |
| 優良割引 | 75% | | |
| 特約条項 | ①免責、年齢制限等は設定しない。 | | |
| | ②人身傷害 5,000万円 | | |
| | ③公用車限定 | | |
| | 保険対象を、任意保険車両台帳に記載する公用車に限定する。 | | |
| | ④職務外運転時不担保 | | |
| | 保険対象を、運転者が職務上運転する場合に限定する。 | | |
- (4) 保険期間 令和6年10月1日（火）16時から令和7年10月1日（水）16時まで
- (5) 加入公用車 説明書による

2 参加資格

提案書提出時において、次の要件を全て満たす法人であること

- (1) 本社、支社、支店、代理店のいずれかを区内に置く者または、提案書提出時点で公用車の維持・管理に係わる契約を区と結ぶ者。
- (2) 世田谷区から入札参加停止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (3) 都道府県民税・市町村民税に滞納のないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 提案業務又は類似する業務を引き続き3年以上営業していること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (7) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されているか、同等の条件を満たしていること。なお、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。
 - ①履歴事項全部証明書
 - ②税務署が発行する納税証明書の写し（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」、「法人事業税」）
 - ③財務諸表（過去2年間）

3 提案書の提出者を選定するための基準

上記「2 参加資格」を有する者であって、参加表明書提出期限までに参加表明書及び同時に添付すべき書類を提出した者。

なお、同一の損害保険会社の複数の代理店等より参加表明がされた場合は、参加表明の受付期間終了後に、くじ引きによる抽選を行い1者を選定する。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 経営状況に対する評価基準
 - ①賠償責任能力
 - ②業務実績
- (2) 企画提案に対する評価基準
 - ①業務に対する取り組み姿勢
 - ②受付体制
 - ③緊急時の体制
 - ④提案内容の妥当性
 - ⑤資料調整能力
 - ⑥費用対効果
 - ⑦ヒアリング

5 手続等

- (1) 担当部課
世田谷区財務部経理課車両係

所在地：154-8504 世田谷区世田谷 4-22-35（第二庁舎地下一階）

担当者：中嶋・河原崎

電 話：03（5432）2156（直通）

FAX：03（5432）3060

Eメール：sea01203@mb.city.setagaya.tokyo.jp

（2）説明書の交付期間、場所及び方法

①期 間 令和6年7月30日（火）～8月6日（火）16時まで
平日の午前9時～16時

②場 所 世田谷区世田谷 4-22-35（第二庁舎地下一階）車両係事務室

③方 法 直接交付による。

（3）参加表明書及びその添付書類の提出期限、提出場所及び方法

①期 限 令和6年8月6日（火）16時必着

②場 所 上記「（2）場所」に同じ

③方 法 直接持参又は郵送（書留郵便に限る）による。

（4）提案書等の提出期限、場所及び方法

①期 限 令和6年8月22日（木）17時必着

②場 所 上記「（2）場所」に同じ

③方 法 直接持参又は郵送（書留郵便に限る）による。

6 その他

（1） 手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

（2） 契約保証金：免除

（3） 契約書作成の要否：否

（4） 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との
随意契約により締結する予定の有無：無し

（5） 関連情報を入手するための照会窓口 「5（1）」に同じ

（6） 参加表明書及び提案書の作成・提出などにかかる費用については、世田谷区では一
切負担しない。

（7） 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提
案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

（8） 「3 提案書の提出者を選定するための基準」により選定された者が、その後に辞退
した場合において、新たに提案書の提出者の選定は行わない。

（9） 詳細は説明書による。